

## 大学入試センター

昭和52年5月の国立学校設置法の改正により国の機関として設置された。

各国公立大学と協力して実施する共通第1次学力試験の試験問題の作成など一括して処理することが適当な業務を担当するとともに、大学の入学者選抜方法の改善に関する調査研究を行うことを設置目的としていた。

その後、臨時教育審議会の答申により、偏差値偏重の弊害是正の観点から、入学志願者の個性・能力・適性等の多面的な判定や、国公立のみならず、私立も含めた各大学の選抜方法の改善に積極的に寄与するものとして、共通第1次学力試験に代わる新しいテストの創設の提言が行われ、この提言を受けて、昭和63年5月の国立学校設置法の改正により、大学入試センター試験が実施されることとなり、次の3つの業務を行う機関となった。

- 1 大学入試センター試験に関し、問題の作成及び採点など一括して処理することが適当な業務
- 2 大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査及び研究
- 3 大学に入学を志望する者の進路選択に資するための大学に関する情報の提供

加えて、平成13年4月には独行政法人通則法(平成11年7月16日制定、法律第103号)及び独立行政法人大学入試センター法(平成11年12月22日制定、法律第166号)により、「大学に入学を志願する者に対し大学が共同して実施することとする試験に関する業務等を行うことにより、大学の入学者の選抜の改善を図り、もって大学及

び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)における教育の振興に資することを目的」として独立行政法人大学入試センター(以下「センター」と表記)が設立された。

## 大学入試センター試験

正式名称を「大学入学者選抜大学入試センター試験」(以下「センター試験」と表記)という。

センター試験は大学(短期大学を含む。以下同じ。)に入学を志願する者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、国公私立の大学が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために、この試験を利用する大学がセンターと協力して同一の期日に同一の試験問題により、共同して実施している(「大学入試センター試験実施要項」)。

昭和54年度入学者選抜から実施された共通第1次学力試験は、難問・奇問がなくなり、高等学校教育に沿った出題がなされるようになったことなどの評価を得たが、一方、共通第1次学力試験が一律に5教科5科目利用とされていたことなどにより、大学の序列化が顕在化し、また、国公立大学のみ入試改善にとどまるなどの問題が指摘されるようになり、臨時教育審議会(昭和60年6月答申)は、この弊害是正の観点から、受験生の個性・能力・適性等の多面的な判定や、国公立大学のみならず、私立も含めた各大学の選抜方法の改善に積極的

に寄与するものとして、共通第1次学力試験に代わる新しいテストの創設を提言した。

この提言を受け、文部省（当時）の大学入試改革協議会において、具体案が検討され、昭和63年2月の最終報告「大学入試改革について」に基づき実施準備が進められ、平成2年1月に第1回試験が実施された。

その後、平成14年度試験からは、大学の判断により前年度成績を当該年度に利用できることとした。また、平成16年度試験からは短期大学も利用できることとなった。

さらに、平成18年度試験からは試験科目として英語リスニングテストが実施されている。

## 受験案内

9月1日から、希望者に配付する「大学入学者選抜大学入試センター試験受験案内」のこと。

センターが、センター試験出願の具体的手続や実施に関する細目等を記載して作成し、センター試験を利用する大学及びセンターが指定する代行発送業者が配付する。

受験案内には志願票、検定料の払込票と高等学校等卒業見込者以外の志願者が使用する封筒が同封されているので、志願者は必ず入手しなければならない。

## 志願票

センター試験の出願書類「受験案内」に添付されている志願のために提出する書類のこと。

志願者の情報や受験希望科目を記入する。

## 出願資格

センター試験の受験資格のこと。

## 検定料受付証明書

センター試験の出願書類「受験案内」に添付されている「検定料（及び成績開示手数料）納付書」のE票のこと。金融機関への支払を証明し、志願票に貼付するもの。

## 資格証明書

高等学校卒業見込以外の資格でセンター試験を受けようとする者が、出願資格を証明するために志願票と共にセンターへ提出する書類のこと。

## 受験特別措置

障害のある志願者に対し、障害の種類・程度に応じた申請に基づき、審査をした上で行う特別な配慮のこと。

## 試験成績の本人開示

志願者の出願時の希望により、センター試験の成績を志願者に開示すること。

4月16日以降に志願者本人の住所に成績通知書を送付する。

## 確認はがき

センター試験の出願受付において、志願票の記入事項を登録した後、その主要事項について志願者に照合確認を求めるとも

に、志願票を受理したことを通知するために送付するはがきのこと。

登録された主要事項に誤りがあった場合は、修正を加えてセンターへ返送する。

## 受験票

試験場名、受験番号等が記載されている。試験を受験する際に、受験者本人を確認するためのもので、試験当日は試験場に必ず持参しなければならない。

センター試験では、写真票・成績請求票・成績開示変更届とが一体になっている。

## 成績請求票

センター試験を利用する大学が個別学力検査等の出願を受理した後、出願者のセンター試験での成績をセンターに請求するため、試験場コード、受験番号等を記載したもので、国公立大学の各選抜用と私立大学・公私立短期大学用がある。

志願者はセンター試験を利用する選抜に出願する際に出願書類に貼付する。

## 試験場の指定

センター試験では、原則として都道府県を単位とする試験地区内に設定した試験場の中から、志願者数の分布や試験場となる施設の収容数等を考慮し、高等学校の卒業見込者は原則として在学する学校の所在地を基に、また、高等学校の通信制課程卒業見込者や卒業者等は原則として志願票に記載された現住所を基にして試験場を指定する。

## リスニング

センター試験では、外国語の英語科目の一領域として行う聞き取り試験のこと。

IC プレーヤーを用いて行う。

## 試験問題冊子

試験問題を試験時間・教科ごとに綴った冊子のこと。

## 解答用紙

センター試験では、マークシート上の決められた場所を鉛筆で塗り潰すことによって解答するマークシート方式。

マークシートは、光学式マーク読取装置（OMR：Optical Mark Reader）により、迅速かつ正確に情報を読み取ることができる。採点も機械で処理するので、短期間に処理する業務に適している。

## 追試験

疾病、負傷等やむを得ない事情により、センター試験を受験できない者を対象として、原則として一週間後に実施する試験のこと。

## 再試験

災害や特別な事情により、センター試験が実施できない又は完了しなかった場合に、実施できなかった試験分について、原則として一週間後に実施する試験のこと。

## 再開テスト

リスニング試験の解答時間中に、IC プレーヤーの不具合があった場合や不慮の事故等により試験を続行できない場合などに、リスニングの終了後、別の IC プレーヤーにより当初解答していたものと同じ試験問題を使って、中断箇所以降のみについて解答をするテストのこと。